

県南広域振興局長告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年9月12日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600058	社会福祉法人和江会	わがの里訪問入浴介護事業所	岩手県北上市下江釣子10地割74番地3	平成29年9月30日